出典:裁判所ホームページ(https://www.courts.go.jp)の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 46(才)1160	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡請求	原審事件番号	昭和 45(ネ)1397
裁判年月日	昭和 48 年 10 月 5 日	原審裁判年月日	昭和 46 年 9 月 23 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 27 巻 9 号 1081 頁		

判示事項	重量鋼造り組立式工場が堅固な建物に該当しないとされた事例	
裁判要旨	工場の建築材料として鋼材が使用されていても、主要部分の構造がボールト締	
	めの組立式で、同工場を支えるH型重量鋼の柱六本もボールト締めをはずすこ	
	とによつてこれを取りはずすことが可能であるうえ、右柱も中間で切断され、	
	杉材の柱で支えられており、解体も比較的容易であるなど原判決確定の諸事実	
	(原判決理由参照)のもとにおいては、右工場は、借地法にいう堅固な建物に	
	該当しない。	

## 全 文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人田畑喜與英の上告理由第一点ないし第八点および第一〇点について。

所論の各点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして、首肯するに足り、原判示の右事実によれば、被上告人が改築した一階工場部分は、建築材料として鋼材を使用している点において、通常の木造建築に比較すると、その耐用年数が長いことは明らかであるが、その主要部分の構造はボールト締めの組立式であつて、同工場を支えるH型重量鋼の柱六本もボールト締めをはずすことによつて容易にこれを取りはずすことが可能であるうえ、右柱も中間で切断され杉材の柱で支えられており、また、基礎コンクリート、梁、建物外壁等の構造を全体としてみた場合、解体も比較的容易であるなど、堅固性に欠けるところがあると認められるから、これらの諸点を建築材料および技術水準の現状に照らして勘案すれば、被上告人が改築した本件工場部分およびこれと構造上接続して一体をなす本件建物が借地法にいう堅固な建物に該当しないとする原審の判断は、正当として是認することができ、右認定および判断に所論の違法は認められない。論旨は、採用することができない。

同第九点について。

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯するに足り、その過程に所論の違法は認められない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 村上朝一 裁判官 岡原昌男 裁判官 小川信雄 裁判官 大塚喜一郎 裁判官 吉田豊) ※参考: 判例タイムズ 302 号 142 頁、判例時報 723 号 46 頁